

規制の事前評価書

令和 6 年 2 月
国家公安委員会・警察庁

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

規制の名称：公共の空間において発射が禁止される銃砲等への拳銃等以外の銃砲等の追加

規制の区分：新設、改正 (拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁生活安全局保安課

評価実施時期：令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測 (ベースライン)

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5~10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

現行の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「現行法」という。)では、不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは乗物(以下「公共の空間」という。)において、拳銃等を発射することは、一定の場合を除き、禁止されており、また、罰則も設けられている一方、拳銃等以外の銃砲等については、公共の空間において発射することを禁止する規定は設けられていない。

この点、現に拳銃等以外の銃砲等を公共の空間において発射した事案が発生している。令和4年7月8日、奈良県奈良市内において発生した、安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃を受け、殺害された事件においても、被疑者は、自作の銃砲を複数所持しており、その中には拳銃等に当たらない銃砲も確認された。こうしたことを踏まえれば、拳銃等以外の銃砲等についても、拳銃等と同様に、一定の場合を除き、公共の空間における発射を禁止し、処罰対象とすることとしなければ、今後も、公共の空間において、拳銃等以外の銃砲等を発射する事案により、危害を受けるかもしれないという不安感を不特定多数の者に感じさせ、公共の静穏が脅かされるおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題及び発生原因〕

①のとおり、現行法においては、銃砲等のうち拳銃等についてのみ、公共の空間における発射を禁止し、罰則を設けているところ、十分な殺傷能力を有する点等では拳銃等と変わるところがない拳銃等以外の銃砲等については、公共の空間における発射が禁止されていない。現に拳銃等以外の銃砲等を公共の空間において発射した事案が発生していること等も踏まえれば、今後も、公共の空間において、拳銃等以外の銃砲等を発射する事案により、危害を受けるかもしれないという不安感を不特定多数の者に感じさせ、公共の静穏が脅かされるおそれがある。

〔規制の内容〕

このような状況に鑑み、拳銃等以外の銃砲等についても、拳銃等と同様に、一定の場合を除き、公共の空間における発射を禁止し、処罰対象とすることとする。

〔規制以外の政策手段の検討〕

規制以外の政策手段として、何ら規制を設けないことが考えられるが、この場合には、①のとおり、今後も、公共の空間において、拳銃等以外の銃砲等を発射する事案により、危害を受けるかもしれないという不安感を不特定多数の者に感じさせ、公共の静穏が脅かされるおそれがある。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

新たな遵守費用・行政費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本改正は、規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

拳銃等以外の銃砲等について、拳銃等と同様に、一定の場合を除き、公共の空間における発射を禁止し、処罰対象とすることにより、公共の空間における拳銃等以外の銃砲等を発射する事案の発生を防ぎ、不特定多数の者が危害を受けるかもしれないという不安感を感じ、公共の静穏が脅かされることの防止が図られる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本改正に関する便益を金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本改正は、規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本改正により、新たな遵守費用・行政費用は発生しない（2③参照）。

他方、本改正による便益を金銭価値化することは困難であるが、公共の空間における拳銃等以外の銃砲等を発射する事案の発生を防ぎ、不特定多数の者が危害を受けるかもしれないという不安感を感じ、公共の静穏が脅かされることが防止されるといった効果が見込まれる（3⑤参照）ことから、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案としては、拳銃等に次いで重い罰則が定められている猟銃についてのみ、拳銃等と同様に、一定の場合を除き、公共の空間における発射を禁止する案が考えられる。

[費用]

遵守費用・行政費用は発生しない。

[効果（便益）]

猟銃についても、拳銃等と同様に、一定の場合を除き、公共の空間における発射を禁止し、処罰対象とすることにより、公共の空間における猟銃を発射する事案の発生を防ぎ、不特定多数の者が危害を受けるかもしれないという不安感を感じ、公共の静穏が脅かされることの防止が図られる。

[規制案と代替案との比較]

規制案と代替案を比較すると、両者とも遵守費用・行政費用は生じない一方、代替案では、拳銃等及び猟銃と同様に殺傷能力を有するこれら以外の銃砲等を発射する事案の発生を防ぐことができず、効果が限定的である。

銃砲等の発射により、不特定多数の者が危害を受けるかもしれないという不安感を感じ、公共の静穏が脅かされることを防止する観点からは、殺傷能力のある銃砲等全般について、これらを悪用した犯罪の発生を確実に防ぐ必要があると考えられることから、規制案が妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

政策所管課において、本規制により発生する費用や便益を明らかにし、当該規制の有効性や必要性等について確認した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正については、施行から 5 年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要。

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

○ 公共の空間において拳銃等以外の銃砲等が発射された事件の発生状況

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

規制の名称：銃砲等の所持のあおり又は唆しに関する罰則の整備

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁生活安全局保安課

評価実施時期：令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

令和4年7月8日、奈良県奈良市内において、安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃を受け、殺害される事件が発生するなど、昨今、銃砲等の違法な所持に関する危険性が顕在化している。

加えて、インターネット上には、銃砲等に関する情報が氾濫しており、銃砲等に関する情報を容易に入手し、容易かつ短期間で銃砲等を所持できる状況となっている。現に、銃砲等の違法な所持を煽動する行為に影響を受けた者が、銃を製造・所持した事案が発生しているところである。

このような状況を受け、令和5年2月から、警察庁が事業委託しているインターネット・ホットラインセンター（以下「IHC」という。）及びサイバーパトロールセンター（以下「CPC」という。）において、その取扱情報の範囲に、「拳銃等の譲渡等」や「爆発物・銃砲等の製造」等の情報を追加するとともに、同年9月からは、CPCにおいて、AIを活用する取組を開始している。これにより把握した関連情報については、IHCが、内容に応じて、サイト管理者等への削除依頼を行うほか、警察に通報することとなる。警察では、このような情報を通じて、銃や爆発物の製造行為等を認知した場合には、取締りを行うこととしているものの、依然として銃砲等に関する情報が広く流通していることに鑑み、銃砲等に関する情報のうち、特に銃砲等の違法な所持、ひいては違法に所持された銃砲等の悪用に至る危険性を高める行為である、拳銃等を所持する罪又は人の殺傷等の目的で拳銃等以外の銃砲等を所持する罪に当たる行為を、公然、あおり又は唆す行為に対しては、厳格な取締りを行う必要がある。

仮に、拳銃等を所持する罪又は人の殺傷等の目的で拳銃等以外の銃砲等を所持する罪に当たる行為を、公然、あおり又は唆す行為に対する罰則を整備しなければ、このような行為に惹起されて違法に所持した銃砲等を悪用した犯罪が発生し、国民の生命及び身体に危害が加えられるおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及び発生原因]

①のとおり、昨今、銃砲等の違法な所持を煽動する行為に影響を受けた者が、現に銃を製造・所持し、製造・所持した銃を悪用しかねなかった事例が発生しているにも関わらず、依然として、インターネット上には、銃砲等の製造方法や譲渡に関する情報が存在している。今後、銃砲等の製造方法や譲渡に関する情報を明示しながら、銃砲等の違法な所持、ひいては違法に所持された銃砲等の悪用を呼びかける行為に惹起され、違法に所持された銃砲等を悪用した犯罪が発生し、国民の生命及び身体に危害が加えられる可能性がある。

[規制の内容]

このような状況に鑑み、拳銃等を所持する罪又は人の殺傷等の目的で拳銃等以外の銃砲等を所持する罪に当たる行為を、公然、あおり又は唆したことに対する処罰規定を設けることとする。

[規制以外の政策手段の検討]

規制以外の政策手段として、インターネット利用者等に対し、拳銃等を所持する罪又は人の殺傷等の目的で拳銃等以外の銃砲等を所持する罪に当たる行為を、公然、あおり又は唆すような投稿を見つけた場合にはIHCに通報するよう広報する取組が考えられる。

しかし、拳銃等を所持する罪又は人の殺傷等の目的で拳銃等以外の銃砲等を所持する罪に当たる行為を、公然、あおり又は唆す行為に対する罰則を整備し、こうした投稿を行った者を処罰することができなければ、こうした投稿がIHCに通報されたとしても、再度投稿される可能性は高く、このような行為に惹起されて違法に所持した銃砲等を悪用した犯罪を防ぐことはできない。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本改正に伴う新たな遵守費用及び行政費用は発生しない。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本改正は、規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

拳銃等を所持する罪又は人の殺傷等の目的で拳銃等以外の銃砲等を所持する罪に当たる行為を、公然、あおり又は唆したことに対する処罰規定を設けることにより、銃砲等の違法な所持及び違法に所持された銃砲等の悪用を抑止し、国民の生命及び身体に対する危害の発生を防止が図られる。

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本改正に関する便益を金銭価値化することは困難である。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本改正は、規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本改正により、費用は発生しない（2③参照）。

他方、本改正による便益を金銭価値化することは困難であるが、銃砲等の違法な所持及び違法に所持された銃砲等の悪用を防ぎ、国民の生命及び身体に対する危害の発生が防止されるといった効果が見込まれる（3⑤参照）ことから、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案としては、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）の中で最も重い罰則が定められている拳銃等のみの所持を公然、あおり又は唆す行為を禁止する案が考えられる。

[費用]

遵守費用・行政費用は発生しない。

[効果（便益）]

拳銃等を所持する罪に当たる行為を、公然、あおり又は唆したことに対する処罰規定を設けることにより、拳銃等の違法な所持及び違法に所持された拳銃等の悪用を抑止し、国民の生命及び身体に対する危害の発生の防止が図られる。

[規制案と代替案との比較]

規制案と代替案を比較すると、両者とも遵守費用・行政費用は生じない一方、代替案では、拳銃等と同様に殺傷能力のある拳銃等以外の銃砲等の所持を公然、あおり又は唆す行為により惹起され、違法に所持した銃砲等を悪用した犯罪が発生する可能性がある。

国民の生命及び身体の安全を確保する観点からは、殺傷能力のある銃砲等全般について、その違法な所持を公然、あおり又は唆す行為が起きないように確実に担保する必要があると考えられることから、規制案が妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

政策所管課において、本規制により発生する費用や便益を明らかにし、当該規制の有効性や必要性等について確認した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- 拳銃等を所持する罪又は人の殺傷等の目的で拳銃等以外の銃砲等を所持する罪に当たる行為を、公然、あおり又は唆した事件の発生状況

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

規制の名称：電磁石銃の所持禁止及び所持許可制の導入

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁生活安全局保安課

評価実施時期：令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

現在市場において、電磁石の磁力により金属製弾丸を発射する銃が流通しており、科学警察研究所において実験を行ったところ、「人の生命に危険を及ぼし得る」威力を有するものが存在し得ることが判明した。このような銃（以下「電磁石銃」という。）は、現行の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）において「銃砲」として規制されている「装薬銃砲」や「空気銃」のいずれにも該当しないものの、危害予防上の観点から問題となるような威力で金属性弾丸を発射することができる点、また、特別な練習を要せず、誰でも容易に狙った標的に命中させることができる点において、「銃砲」と同様の危険性を有するものである。

仮に、電磁石銃に係る規制を新設しなければ、電磁石銃を悪用した犯罪が発生し、国民の生命及び身体に危害が加えられる可能性がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題及び発生原因〕

①のとおり、電磁石銃は危害予防上の観点から問題となるような運動エネルギーを有する金属性弾丸を発射することができる点、また、特別な練習を要せず、誰でも容易に狙った標的に命中させることができる点において、現行の法において既に規制されている「銃砲」と同様であるに

もかわらず、その用途を問わず、どのような者でも所持できる状態であり、今後、電磁石銃を悪用した犯罪が発生し、国民の生命及び身体に危害が加えられる可能性がある。

[規制の内容]

このような状況に鑑み、電磁石銃について、他の「銃砲」と同様に、法における一般的な所持の禁止の対象とし、社会的に有用な用途（試験研究・芸能等）のみ所持許可を与えることとする。

[規制以外の政策手段の検討]

規制以外の政策手段として、業界の自主的取組が考えられるところ、電磁石銃に関する輸入、製造及び販売に関し、全体を統括する業界団体が存在しないため、その自主的取組に期待することは困難である。また、海外で製造された電磁石銃を日本において直接入手することも可能であるため、電磁石銃の所持を規制しなければ、電磁石銃を悪用した犯罪の発生を防ぐことはできない。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

[遵守費用]

所持許可を受ける場合、所持許可申請に係る事務的負担が発生する。

<参考>

（所持許可を受ける場合）

空気銃に係る所持許可申請に係る手数料の標準額：10,500円

[行政費用]

許可申請に対する審査や行政処分に係る事務的負担が発生することとなり、一定の行政費用の発生が想定される。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本改正は、規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

電磁石銃の所持を一般的に禁止し、所持許可制を導入することにより、電磁石銃を悪用した犯罪の発生を防ぎ、国民の生命及び身体に対する危害の発生の防止が図られる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本改正に関する便益を金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本改正は、規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本改正により、一定の遵守費用及び行政費用の発生が見込まれる（2③参照）。

他方、本改正による便益を金銭価値化することは困難であるが、電磁石銃を悪用した犯罪の発生を防ぎ、国民の生命及び身体に対する危害の発生が防止されるといった効果が見込まれる（3⑤参照）ことから、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案としては、電磁石銃の新たな販売、輸入及び製造を禁止する案が考えられる。

[費用]

遵守費用としては、例外的に販売、輸入及び製造の許可を受ける場合には、許可の申請に係る事務的負担が発生する。

行政費用としては、許可申請に対する審査や行政処分に係る事務的負担が発生する。

[効果（便益）]

国内での電磁石銃の流通を抑止し、電磁石銃を悪用した犯罪の発生を防ぎ、国民の生命及び身体に対する危害の発生を防止することができる。

[規制案と代替案との比較]

規制案と代替案を比較すると、規制案では一定の遵守費用及び行政費用の発生が見込まれ（2

③参照)、代替案では前記の遵守費用・行政費用が生じる。これらの費用を単純に比較することは困難であるが、代替案については、既に販売、輸入及び製造された電磁石銃を悪用した犯罪が発生するおそれがあり、得られる効果が限定的である一方、規制案については、既に国内に流通する電磁石銃によるものも含め、電磁石銃を悪用した犯罪の発生を防ぎ、国民の生命及び身体に対する危害の発生を防止できるものであり、代替案と比較して得られる効果が大きいことから、規制案を採用することが適当であると考えられ、本改正は妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

政策所管課において、利害関係者等からの情報収集を行い、本規制の有効性や必要性等について確認した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正については、施行から 5 年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- 電磁石銃の所持許可数
- 電磁石銃が使用された事件の発生状況

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

規制の名称：ライフル銃の範囲の拡大

規制の区分：新設、改正 (拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁生活安全局保安課

評価実施時期：令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

(現状をベースラインとする理由も明記)

現在、市場に流通している猟銃は、その構造の違いによって、ライフル銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えるもの）、散弾銃（銃腔に腔旋を有しない猟銃）、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃（銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないもの。以下「ハーフライフル銃」という。）に分類され、現行の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「現行法」という。）においては、危険性の高さに鑑み、ライフル銃について、散弾銃及びハーフライフル銃よりも所持許可の基準を厳格化している。

令和5年5月、長野県中野市において発生した警察官2名を含む4名が犠牲となった殺人事件では、長野県公安委員会の所持許可を受けたハーフライフル銃が使用された。この事件を踏まえ、警察庁において実験を行ったところ、ハーフライフル銃のうち腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であるもの（以下「特定ハーフライフル銃」という。）については、散弾銃よりも長距離の射程を有し、ライフル銃と同様に、高い危険性を有することが判明した。

仮に、特定ハーフライフル銃の所持許可の基準を厳格化しなければ、今後、特定ハーフライフル銃を悪用した犯罪が発生し、国民の生命及び身体に危害が加えられる可能性がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及び発生原因]

①のとおり、特定ハーフライフル銃については、散弾銃よりも長距離の射程を有し、ライフル銃と同様に、高い危険性を有するにもかかわらず、ライフル銃の所持許可の基準の特例が適用されず、散弾銃と同じ所持許可の基準が適用されているところ、今後、特定ハーフライフル銃を悪用した犯罪が発生した場合、散弾銃よりも高い危険性が生じる可能性がある。

[規制の内容]

このような状況に鑑み、ライフル銃の定義を変更し、特定ハーフライフル銃についてもライフル銃の所持許可の基準の特例を適用することにより、特定ハーフライフル銃を必要とし、かつ、その所持を認めても危険性の低い者に限って所持許可の対象とする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

[遵守費用]

本改正により、特定ハーフライフル銃の所持許可を受ける場合、所持許可申請に係る事務的負担が発生する。

現行法において、ライフル銃の所持許可を受けようとする者は、ライフル銃の所持許可の基準の特例に該当することを疎明する書類を提出することとされているため、本改正により、特定ハーフライフル銃の所持許可を受けようとする者は、同様の書類を提出することとなる。

[行政費用]

本改正により、特定ハーフライフル銃の所持許可申請に対する審査や行政処分に係る事務的負担が発生する（現行法においても、当該事務的負担は発生しているものの、本改正により、特定ハーフライフル銃について、ライフル銃の所持許可の基準の特例が適用されるため、より厳格な基準が求められることから、審査等に係る事務的負担が増加するとも考えられる。）。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本改正は、規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

ライフル銃の定義を変更し、特定ハープライフル銃についてもライフル銃の所持許可の基準の特例を適用することにより、特定ハープライフル銃を悪用した犯罪の発生を抑止し、国民の生命及び身体に対する危害の発生の防止が図られる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本改正に関する便益を金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本改正は、規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本改正により、一定の遵守費用及び行政費用の発生が見込まれる（2③参照）。

他方、本改正による便益を金銭価値化することは困難であるが、特定ハープライフル銃を悪用した犯罪の発生を抑止し、国民の生命及び身体に対する危害の発生の防止が図られるといった効果が見込まれる（3⑤参照）ことから、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案としては、特定ハープライフル銃の所持許可について、ライフル銃の所持許可の基準の特例を緩和したものを適用する案が考えられる。具体的には、獣類の捕獲を職業とする者、事業被害防止のため獣類の捕獲を必要とする者のほか、継続して5年以上猟銃の所持許可を受けている者（現行法では、ライフル銃については、「継続して10年以上猟銃の所持許可を受けている者」が対象。）に限って、特定ハープライフル銃の所持許可を認めることとすることが考えられる。

[費用]

遵守費用としては、代替案により、特定ハーフライフル銃の所持許可を受ける場合、ライフル銃の所持許可の基準の特例を緩和したものに該当することを疎明する書類を提出することとなるため、所持許可申請に係る事務的負担が発生する。

行政費用としては、代替案により、特定ハーフライフル銃の所持許可申請に対する審査や行政処分に係る事務的負担が発生するなど、一定の費用の発生が想定される（現行法においても、当該事務的負担は発生しているものの、代替案により、特定ハーフライフル銃について、ライフル銃の所持許可の基準の特例を緩和したものが適用されるため、現行より厳格な基準が求められることから、審査等に係る事務的負担が増加するとも考えられる。）。

[効果（便益）]

代替案により、特定ハーフライフル銃について、現行より厳格な基準が適用されることで、特定ハーフライフル銃を悪用した犯罪の発生を抑止する効果は一定程度認められる。

[規制案と代替案との比較]

規制案と代替案を比較すると、両者ともに、一定の遵守費用・行政費用が発生し、これらの費用について特段の差異は認められないと考えられる。一方、特定ハーフライフル銃が、ライフル銃と同様に、高い危険性を有するにもかかわらず、ライフル銃の所持許可の基準の特例を緩和したものを適用する代替案は、ライフル銃の所持許可の基準の特例を適用すれば抑止することができたと考えられる、特定ハーフライフル銃を悪用した犯罪が発生し、国民の生命及び身体に危害が加えられる可能性があり、規制案は、特定ハーフライフル銃を悪用した犯罪の発生を抑止し、国民の生命及び身体に対する危害の発生を防止することがより期待できるものであり、得られる効果が大きいことから、規制案を採用することが適当であると考えられ、本改正は妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

政策所管課において、利害関係者等からの情報収集を行い、本規制の有効性や必要性等について確認した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正については、施行から 5 年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- 特定ハーファイフル銃が使用された事件の発生状況

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

規制の名称：いわゆる眠り銃に対する規制の強化

規制の区分：新設、改正 (拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁生活安全局保安課

評価実施時期：令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

(現状をベースラインとする理由も明記)

現行の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「現行法」という。）において、都道府県公安委員会は、猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ（以下「猟銃等」という。）の所持許可を受けた者が引き続き3年以上当該猟銃等を当該所持許可に係る用途に供していないと認めるときは、その所持許可を取り消すことができるとされている。また、現行法においては、所持許可に係る用途に応じて猟銃等の使用等が認められているところ、猟銃等が用途の一部に供されていない場合であっても、当該一部の用途を所持許可に係る用途から減ずることができることはされていない。

令和5年5月、長野県中野市において発生した警察官2名を含む4名が犠牲となった殺人事件では、長野県公安委員会の所持許可を受けた猟銃等を悪用した者は、引き続き2年以上当該猟銃等を用途に供していなかったことが確認された。

仮に、猟銃等を長期間用途に供していないとしてその所持許可を取り消すことができる期間を「引き続き3年以上」から「引き続き2年以上」に短縮せず、また、猟銃等が用途の一部に供されていない場合に、当該一部の用途を所持許可に係る用途から減ずることができることとしなければ、今後も、長期間所持許可に係る用途に供されない猟銃等が悪用される犯罪が発生し、国民の生命及び身体に危害が加えられる可能性がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的な手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

〔課題及び発生原因〕

①のとおり、昨今の事件において、所持許可を受けた猟銃等を悪用した者については、引き続き2年以上当該猟銃等を用途に供していなかったにもかかわらず、現行法では、その所持許可を取り消すこと等ができないところ、今後、長期間所持許可に係る用途に供されていない猟銃等を悪用した犯罪が発生し、国民の生命及び身体に危害が加えられる可能性がある。

〔規制の内容〕

このような状況に鑑み、猟銃等を長期間用途に供していないとしてその所持許可を取り消すことができる期間を「引き続き3年以上」から「引き続き2年以上」に短縮するとともに、猟銃等が用途の一部に供されていない場合に、当該一部の用途を所持許可に係る用途から減ずることができることとする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

〔遵守費用〕

本改正により、新たに遵守費用は発生しない。

〔行政費用〕

本改正により、行政処分に係る事務的負担が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本改正は、規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

猟銃等を長期間用途に供していないとしてその所持許可を取り消すことができる期間を「引き続き3年以上」から「引き続き2年以上」に短縮するとともに、猟銃等が用途の一部に供されていない場合に、当該一部の用途を所持許可に係る用途から減ずることができることとすることにより、長期間所持許可に係る用途に供されていない猟銃等を悪用した犯罪の発生を抑止し、国民の生命及び身体に対する危害の発生の防止が図られる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本改正に関する便益を金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本改正は、規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本改正により、一定の行政費用の発生が見込まれる（2③参照）。

他方、本改正による便益を金銭価値化することは困難であるが、長期間所持許可に係る用途に供されていない猟銃等を使用した凶悪な犯罪の発生を抑止し、国民の生命及び身体に対する危害の発生の防止が図られるといった効果が見込まれる（3⑤参照）ことから、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案としては、猟銃等が用途の一部に供されていない場合に、当該一部の用途を所持許可に係る用途から減ずることができることとする一方、猟銃等を長期間用途に供していないとしてその所持許可を取り消すことができる期間は、現行の「引き続き3年以上」を維持する案が考えられる。

[費用]

代替案により、新たに遵守費用は発生しない。

行政費用としては、代替案により、行政処分に係る事務的負担が増加し、一定の費用の発生が想定される。

[効果（便益）]

代替案により、猟銃等が用途の一部に供されていない場合に、当該一部の用途を所持許可に係る用途から減ずることができることとすることにより、長期間所持許可に係る用途に供されていない猟銃が悪用される危険性を減少させることができる。

[規制案と代替案との比較]

規制案と代替案を比較すると、両者ともに、一定の行政費用が発生し、これらの費用について特段の差異は認められないと考えられる一方、規制案については、引き続き2年以上3年未満用途に供されていない猟銃等を悪用した犯罪の発生を抑止し、国民の生命及び身体に対する危害を防止することが期待できるものであり、代替案と比較して得られる効果が大きいことから、規制案を採用することが適当であると考えられ、本改正は妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

政策所管課において、本規制により発生する費用や便益を明らかにし、当該規制の有効性や必要性等について確認した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- 猟銃等が使用された事件の発生状況

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

規制の名称：公務所等への照会に関する規定の整備

規制の区分：新設、改正 (拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁生活安全局保安課

評価実施時期：令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

(現状をベースラインとする理由も明記)

現行の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）において、都道府県公安委員会は、銃砲等又は刀剣類の所持許可等の取消事由のうち、当該所持許可を受けた者が所持許可に係る基準に適合しているかどうか等（以下「人的欠格事由」という。）について調査するため必要があると認めるときは、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨の規定が設けられている一方、当該所持許可を受けた者が法又はその下位法令等に違反したかどうか等（以下「その他取消事由」という。）については、そのような規定は設けられていない。

人的欠格事由及びその他取消事由については、一義的には、銃砲等又は刀剣類の所持許可を受けた者等に対する報告徴収等（以下「本人に対する報告徴収等」という。）によって、都道府県公安委員会において把握することとなるが、把握した内容に不審な点等がある場合は、公務所等の第三者への照会を行い、当該内容が虚偽であるか否かを客観的に確認する必要がある。実際に本人に対する報告徴収等において虚偽の報告がなされた事例もあるが、その他取消事由については、公務所等への照会の対象事項とされていないため、都道府県公安委員会における所持許可等の取消しの要否に係る判断に支障が生じている。

仮に、都道府県公安委員会がその他取消事由についても公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができることとしなければ、その他取消事由に該当するとして銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消しを受けるべき者等に対して適切な取消処分を行うことができず、引き続き当該銃砲等又は刀剣類を所持することにより、これらを悪用した犯罪が発生し、国民の生命及び身体に危害が加えられる可能性がある。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及び発生原因]

①のとおり、その他取消事由については、公務所等への照会の対象事項とされていないため、都道府県公安委員会における所持許可等の取消しの要否に係る判断に支障が生じているところ、今後、その他取消事由に該当するとして銃砲等又は刀剣類の所持許可等の取消しを受けるべき者等に対して、適切な取消処分を行うことができず、引き続き当該銃砲等又は刀剣類を所持することにより、これらを悪用した犯罪が発生し、国民の生命及び身体に危害が加えられる可能性がある。

[規制の内容]

このような状況に鑑み、公務所等への照会の対象事項を拡大し、都道府県公安委員会は、その他取消事由についても公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

[遵守費用]

本改正により、公務所等への照会の対象事項を拡大し、都道府県公安委員会がその他取消事由についても公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした場合、公務所等は当該照会に対する応答義務を負うこととなり、これに係る事務的負担が発生する。

[行政費用]

本改正により、新たに行政費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本改正は、規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

都道府県公安委員会がその他取消事由についても公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができることとすることにより、その他取消事由に該当するとして銃砲等又は刀剣類の所持許可等の取消しを受けるべき者に対して当該所持許可等の取消処分を行うことで、当該銃砲等又は刀剣類を悪用した犯罪の発生を抑止し、国民の生命及び身体に対する危害の発生の防止が図られる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本改正に関する便益を金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

本改正は、規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本改正により、一定の遵守費用の発生が見込まれる（2③参照）。

他方、本改正による便益を金銭価値化することは困難であるが、その他取消事由に該当するとして銃砲等又は刀剣類の所持許可等の取消しを受けるべき者に対して当該所持許可等の取消処分を行うことで、当該銃砲等又は刀剣類を悪用した犯罪の発生を抑止し、国民の生命及び身体に対する危害の発生の防止が図られるといった効果が見込まれる（3⑤参照）ことから、本改正は妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案としては、都道府県公安委員会が公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができる対象を拳銃等に係るその他取消事由に限る案が考えられる（法においては、銃砲等又は刀剣類が有する危険性に応じて、法違反に係る罰則に差異が設けられているところ、拳銃等については、銃砲等又は刀剣類の中で最も重い罰則が設けられている。）。

[費用]

遵守費用としては、代替案により、公務所等は、都道府県公安委員会からの拳銃等に係るその他取消事由についての照会に対する応答義務を負うこととなり、これに係る事務的負担が発生する。

代替案により、新たな行政費用は発生しない。

[効果（便益）]

代替案により、拳銃等に係るその他取消事由に該当するとして拳銃等の所持許可等の取消しを受けべき者について当該所持許可等の取消処分を行うことで、当該拳銃等が悪用される危険性を減少させることができる。

[規制案と代替案の比較]

規制案と代替案を比較すると、両者ともに、一定の遵守費用が発生し、これらの費用について特段の差異は認められないと考えられる。一方、代替案については、都道府県公安委員会は、拳銃等以外の銃砲等又は刀剣類に係るその他取消事由について公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることはできないため、当該事由に該当するとして拳銃等以外の銃砲等又は刀剣類の所持許可等の取消しを受けべき者に対して当該所持許可等の取消処分を行うことができず、当該拳銃等以外の銃砲等又は刀剣類を悪用した犯罪が発生し、国民の生命及び身体に危害が加えられる可能性があり、規制案については、拳銃等だけでなく、拳銃等以外の銃砲等又は刀剣類を悪用した犯罪の発生を抑止し、国民の生命及び身体に対する危害を防止することがより期待できるものであり、代替案と比較して得られる効果が大きいことから、規制案を採用することが適当であると考えられ、本改正は妥当である。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

政策所管課において、本規制により発生する費用や便益を明らかにし、当該規制の有効性、必要性等について確認した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正については、施行から 5 年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- 都道府県公安委員会から公務所等に対して、所持許可を受けた者が法又はその下位法令等に違反したかどうか等の事由について照会が実施された数